

国官技第175号
令和元年8月27日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長
(公 印 省 略)

ISO9001 活用モデル工事の試行について

ISO9001 活用モデル工事については、「ISO9001 活用モデル工事の試行について」(平成29年11月15日付け国官技第194号)を通知しているところであるが、別紙を改定したので通知する。

なお、本通知は、令和元年9月1日以降に適用する。

ISO9001 活用モデル工事の試行について

1. ISO9001 活用モデル工事の試行

公共工事の品質確保と効率化について、更なる品質の向上を図るものとして当該工事に受注者の品質マネジメントシステムを積極的に活用するとともに、運用にあたり第三者機関（ISO 認証審査登録機関）の監査を取り入れた ISO9001 活用モデル工事を試行する。

本モデル工事の試行においては、受注者の品質マネジメントシステムに基づく検査記録等を活用して監督業務の確認等に置き換え、工事の品質確保と受発注者双方の業務の効率化を図るものである。

なお「ISO9001 活用モデル工事」とは「ISO9001 活用モデル工事の試行について」（平成 29 年 1 月 15 日）により試行をしているものであり、「工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱について」（平成 16 年 9 月 1 日）により運用している制度とは異なることに留意する。

2. 対象工事

本モデル工事の試行については、一般土木工事、アスファルト舗装工事を対象とする。

3. 適用工事

本モデル工事は、令和元年 9 月 1 日以降に契約手続きを開始する工事及び、既に契約済みの工事から、施工状況等を勘案して選定する。

ただし、低入札による重点監督対象工事は本モデル工事の適用はしないものとする。

また、本モデル工事の実施にあたり、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成 22 年 3 月 29 日付け）」及び「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成 25 年 2 月 28 日付け）」は適用しないものとする。

4. 実施方法

(1) モデル工事の試行にあたり第三者機関との協議

本モデル工事の試行を適用するにあたり、選定された適用工事については、受注者と第三者機関との間で契約し、受注者は当該工事における ISO9001 に基づく品質マネジメントシステムの運用について、監査を実施する第三者機関との間において当該工事における発注者側の仕様及び要求事項・内容等と同等の監査体制を確保するとともに、確実な履行が可能であることを受注者と第三者機関相互に確認のうえ、その契約書の写しを発注者に提出するものとする。

(2) 受注者の ISO9001 認証

受注者の ISO9001 認証の確認については、経営事項審査等で確認できることから、確認の書類提出は求めないものとする。

なお、受注者が甲型共同企業体（共同施工方式）の場合は代表者が、また乙型共同企

業体（分担施工方式）の場合は品質マネジメントを適用する工事の部分を担当する全ての構成員が ISO9001 認証取得者であること。

(3) 第三者機関の通知

本モデル工事の試行にあたり、施工計画書において監査を実施する第三者機関を記載するものとする。

なお、契約済み工事においては、変更の施工計画書に記載するものとする。

(4) 第三者機関による監査

本モデル工事において、受注者における品質マネジメントシステムの監査を実施する第三者機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（J A B）等、国際認定機関フォーラム（I A F）における国際相互承認協定（M L A）を締結している認定機関が認証した審査登録機関とする。

(5) 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載については、以下のとおりとする。

なお、記載にないものについては、別途作成するものとする。

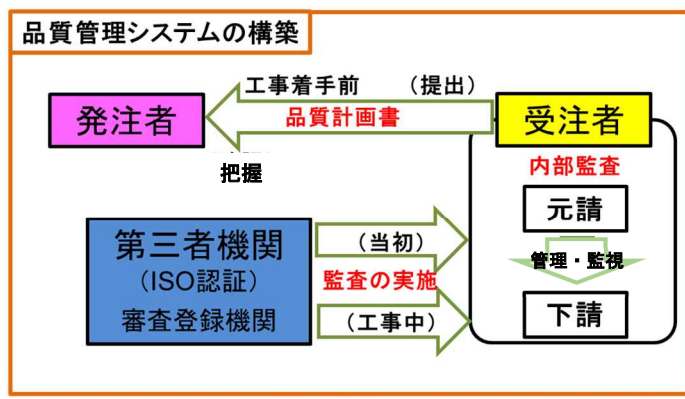
【記載例】

『工事概要』に以下を追記する。

(○) 本工事は、受注者における ISO9001 を活用した工事の実施とともに、当該工事における品質マネジメントシステムの運用等に第三者機関による監査を取り入れ、品質の向上及び監督業務の効率化を図るモデル工事である。

5. モデル工事の内容

(1) 発注者による受注者の品質マネジメントシステムの把握



品質管理計画書への記載事項
(1)品質方針及び品質目標
(2)検査計画及び確認・立会（指定工種のみ）計画
(3)各監視・測定（検査）の担当者及び承認者と資格
(4)当該工事における内部監査計画
(5)監視機器及び測定機器管理計画
(6)トレーサビリティ管理計画
(7)不適合管理計画
(8)外部委託（協会社）に対する管理計画
工事中の第三者機関による監査内容（マネジメントシステムの運用状況）
・品質計画書の履行の確認
・品質記録の確認
・内部監査の実施の把握
・不具合発生時の処理システム
・過去の認証機関による審査報告書

①品質マネジメントシステムの把握

発注者は、工事着手前に品質計画書又は施工計画書に記載された品質計画について、受注者の品質マネジメントシステムに基づく当該工事への適用状況について把握する。

なお、契約済みの工事にあたっては、品質計画書及び変更された施工計画書において確認するものとする。

②品質計画書の提出

受注者は、当該工事に係る品質計画書を作成し工事の着手前に提出するものとする。

なお、品質計画書は、施工計画書と統合して作成することができるものとし、それぞれ作成する場合は、その記載事項に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載し、二重の作成はしないものとする。

③品質計画書に記載する内容

本モデル工事において、品質計画書に記載する事項は、下記の項目とする。

なお、共同企業体にあたっては、各構成員の施工上の役割分担その他必要事項を記載するものとする。

- 1) 品質方針及び品質目標
- 2) 検査計画及び確認・立会（指定工種のみ）計画
- 3) 各監視・測定（検査）の担当者及び承認者と資格
- 4) 当該工事における内部監査計画
- 5) 監視機器及び測定機器管理計画
- 6) トレーサビリティ管理計画
- 7) 不適合管理計画
- 8) 外部委託（協力会社）に対する管理計画

(2) 第三者機関による監査の実施

①第三者機関による品質マネジメントシステムの監査

受注者は、当該工事における品質マネジメントシステムの運用状況について、第三者機関の監査を受けるとともに、その結果について速やかに発注者に報告するものとする。

また、監査を速やかに進めるため、必要に応じて、オブザーバーとして国土交通省発注工事の施工・品質管理に対して実務経験を有し、技術的専門知識を有する者を同行させるものとする。

②第三者機関による監査の頻度

受注者は、当該工事における品質マネジメントシステムについて、工事着手の当初段階及び工事施工中において監査を受けるものとする。

ただし、工期が複数年度にわたる場合は、施工中の監査の間隔が概ね1年以上とならないこと。

③品質マネジメントシステムの運用状況の監査

受注者は、第三者機関による監査にあたり、当該工事における品質計画書に基づき次に掲げる事項を抽出して品質マネジメントシステムの運用状況の監査を受けるものとする。なお、監査においては、発注者が実施する検査と内容が重複しないように事前に調整を図るものとし、原則以下の（イ）から（ニ）以外の監査は行わないものとする。

この場合において、不適合に関する記録があれば、不適合の管理記録及び是正処置記録の内容を確認するものとする。

1) 受注者の品質記録の確認

（イ）受注者による検査（段階確認に関する検査、出来形及び品質の管理のための検査並びに写真管理の状況の検査をいう。）

- (ロ) トレーサビリティの記録の作成
- (ハ) 検査及び試験装置の管理記録の作成
- (ニ) 内部監査の実施の把握

受注企業の品質マネジメントシステムで定める内部監査の回数・資格等に基づき、当該工事における内部監査が適正に実施されているかを把握する。

- 2) 発注者は、施工中に第三者機関による監査を実施することから、受注者の品質マネジメントシステムの運用状況の監査は行わない。
- 3) 受注者は、第三者機関による監査を監督職員立会いのもと実施する場合は、事前に第三者機関に了解を得ること。その際に、監督職員は立会いのみを実施し受注者の品質マネジメントシステムの運用状況の監査は行わない。

(3) 監査の費用

第三者機関の監査による費用については、見積もりによるものとし技術管理費において委託費として計上する。なお、変更契約時には実績に応じ、変更契約することとする。

(4) 中間技術検査の減免

本モデル工事においては、原則、中間技術検査を減免するものとする。ただし、受注者が中間技術検査の実施を希望する場合は行うことが出来るものとする。

(5) 品質証明員

本モデル工事の適用により、品質証明の対象外工事とし、品質証明に従事する者（品質証明員）の配置は不要とする。

(6) 品質マネジメントシステムに基づく監督業務

本モデル工事における、土木工事監督技術基準（案）に基づく監督業務については、下記により受注者が作成する検査記録等により、監督職員による確認と代替するものとする。

- ①「指定材料の確認」においては、原則全ての材料について、品質・規格の試験、立会い、または確認を、受注者の検査記録の確認に置き換えるものとする。
- ②「工事施工の立会い」においては、原則全ての工種において、受注者の検査記録の確認に置き換えるものとする。

ただし、事前に設計図書及び発注者側から置き換えの対象としない工種（指定工種）や、現場条件の変更、または受発注者双方の品質管理業務の効率化が図れる等に伴い、受注者側からの申請に基づき発注者側が認めた工種については、発注者の臨場等による「立会い」を受けられるものとする。

- ③「工事施工状況の確認（段階確認）」においては、原則全ての工種・種別・細別の項目において、受注者の検査記録の確認に置き換えるものとする。

ただし、設計変更により当初の工種・種別・細別に無い項目が発生した場合及び重点監督対象工種については、受発注者協議の上、受注者検査記録確認への置き換え、または監督職員の臨場等による「段階確認」を行うものとする。また、品質管理業務において受発注者双方の効率化が図れる場合、受注者側からの申請に基づき発注者側が認めた工種・種別・細別については、「段階確認」を受けられるものとする。

④「工事施工状況の把握」においては、原則全てにおいて受注者の検査記録等によるものとし、適宜、発注者は任意の確認を行うものとする。

任意の確認については、臨場及び受注者の記録の確認とする。

⑤上記の他、受注者から工事請負契約書第 18 条に掲げる事実の確認請求があった場合は、発注者の判断により、必要に応じて立会いにより確認するものとする。

(7) 試行結果の検証への協力

本モデル工事の試行にあたり、受注者は実施状況や結果検証のための各種調査等に協力するものとする。

6. モデル工事の試行の中止等

(1) 認証取消の申出があったとき。

(2) 受注者の品質計画書の内容や品質マネジメントシステムの運用状況の監査結果等により、継続することが当該工事の品質確保に支障が生じる恐れが確認された場合。

(3) 当該工事の施工中又は完成後、工事の内容に不具合が確認された場合等においては、必要に応じて発注者の立会検査を実施する